

マイナンバーカード利用のコンビニ交付Q&A

Q 1 : コンビニ交付って何？

A 1 : マイナンバーカードを利用し、コンビニ等で諸証明を発行することです。

Q 2 : コンビニ交付は、いつからしてる？

A 2 : 平成28年10月24日からです

Q 3 : コンビニ交付は、何時から何時までできる？

A 3 : 午前6時30分から午後11時までです。

Q 4 : コンビニ交付は、平日だけできる？

A 4 : 土曜日、日曜日、祝日も取得できます。(12/29～1/3を除く)

Q 5 : コンビニ交付は、草津市のコンビニだけ？

A 5 : 草津市のコンビニは、もちろん、全国のコンビニで取得できます。

Q 6 : 利用できるコンビニは？

A 6 : セブンイレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマート、セイコーマートなどのコンビニで取得できます。

Q 7 : コンビニ交付で発行できる証明書は何？

A 7 : 住民票(個人・全員)、印鑑登録証明書、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)、戸籍の附票、所得証明書、課税(非課税)証明書です。

Q 8 : コンビニ交付の費用は、いくら？

A 8 : 窓口交付に比べて、100円安くなります。

Q 9 : コンビニで証明書を発行するのは、簡単にできる？

A 9 : マルチコピー機にマイナンバーカードを置いて、暗証番号を入力した後、画面の表示に従い操作をして、証明書を受け取ります。

Q 10 : コンビニ交付するには、何が必要？

A 10 : マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書機能付き)が必要になります。

Q 11 : マイナンバーカードって何？

A 11 : プラスチック製のカードで、表面に氏名、住所、顔写真等が記載され、裏面にマイナンバーが記載されたものです。

Q 12 : 住民基本台帳カードでもコンビニ交付できる？

A 12 : 住民基本台帳カードではできません。

Q 13 : 通知カードでもコンビニ交付できる？

A 13 : 通知カードではできません。

Q 14 : マイナンバーカードを窓口を持参したら、100円安くなる？

A 14 : 100円安くなるのは、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付のみです。

Q 15 : マイナンバーカードは申請から受け取りまで、どれくらいかかる？

A 15 : 通常なら、申請から受け取りの通知を郵送するまでに、約1か月かかります。

Q 16 : マイナンバーカードの発行手数料はいくら？

A 16 : 新規発行手数料は、無料です。紛失、破損等により、再発行する場合は、マイナンバーカード代が800円、電子証明書代が200円になります。

Q 17 : マイナンバーカードを持っていれば、コンビニ交付ができる？

A 17 : マイナンバーカードが利用者証明用電子証明書機能付でなければなりません。また、利用者証明用電子証明書機能付のマイナンバーカードを持っていたとしても、15歳未満や成年被後見人などの方は、コンビニ交付の利用はできません。

Q 18 : 窓口の証明書と同じ紙で発行される？

A 18 : 証明書は普通紙(市役所窓口と異なる用紙)に印刷されますが、偽造や改ざんを防止する対策が施されています。証明書が複数ページになる場合、ホッチキス留めはされませんが、証明書に記載のページ番号と固有の番号でひとつづりと判断できるようになっています。

Q 19 : マイナンバーカードの交付や住所変更に伴う継続利用手続きをした当日からコンビニ交付ができる？

A 19 : 当日は、コンビニ交付サービスの利用は出来ません。サービスが利用できるようになるのは、原則、翌開庁日以降です。

Q 20 : ほしい証明書がとれません。

A 20 : コンビニ交付は、草津市に住民票がある必要があります。(Q19もご覧ください)

また、以下の場合等によっては証明書を取得できないことがありますので、市役所窓口で請求してください。

- 転出予定の方(転出届を出された方)が含まれる証明書を取得する場合
- 成年被後見人または15歳未満の方が取得する場合
- DV支援措置対象者が含まれる証明書を取得する場合
- マイナンバーカードに利用者証明用電子証明書が搭載されていない場合
- マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書に不具合がある場合

Q 21 : コンビニでとれる所得証明書、課税(非課税)証明書はいつのものが取得できる？

A 21 : 最新年度のものになります。

Q 22 : 過去の年度の税務証明書は取得できる？

A 22 : できません。コンビニ交付で発行できる税務証明書は最新年度のみです。過去の年度の税務証明書が必要な場合は、市役所窓口にてお手続きください。

Q 23 : コンビニで税務証明書は誰でも取得できる？

A 23 : 以下のA～Cの項目に全て該当する方が対象となります。

- A. 証明書発行年度の前年度の属する1月1日現在、草津市の住民である方
- B. 草津市の住民である方(Q19もご覧ください)
- C. 草津市にて所得の確認ができています

Q 24 : 自分のマイナンバーカードを使って、同じ世帯の他の人の税務証明書を取得できる？

A 24 : できません。本人のもののみ取得できます。

Q 25 : 草津市に住所があれば、証明書発行年度の前年度の属する1月1日現在、草津市の住民でなくても、税務証明書を取得できる？

A 25 : できません。証明書発行年度の前年度の属する1月1日現在お住まいであった自治体へお問い合わせください。

Q 26 : 前年は所得がなかったけれど、コンビニで税務証明は取得できる？

A 26 : あらかじめ市役所にて所得がなかった旨の申告をしていただいている方に限り、コンビニ交付をご利用いただけます。

どなたかの配偶者控除対象者または扶養控除対象者であったとしても、証明申請者自身の所得が不明な場合は、コンビニ交付をご利用いただけません。

Q 27 : 市県民税の課税額が分かる証明は何？

A 27 : 課税証明書を取得してください。所得証明書はあくまで前年所得の記載のみであり、市県民税課税額は表示されません。

Q 28 : 草津市に住所があれば、草津市に本籍がなくてもコンビニで戸籍の証明書は取得できる？

A 28 : 市区町村によって対応が異なりますので、本籍のある市区町村に確認してください。

Q 29 : 草津市に住所も本籍もあります。コンビニで戸籍の証明書は取得できる？

A 29 : できます。

Q 30 : 草津市に住所がありませんが本籍があります。コンビニで戸籍の証明書は取得できる？

A 30 : 草津市に住所がない人は本籍が草津市にあってもコンビニ交付できません。

Q 31 : マイナンバーカードの有効期限内はコンビニ交付できる？

A 31 : マイナンバーカードの有効期間は10年間ですが、利用者証明用電子証明書の有効期間は5年間です。コンビニ交付は、利用者証明用電子証明書の有効期間内は取得できます。

Q 32 : 自分のマイナンバーカードを使って、同じ世帯の他の人の住民票を取得することができる？

A 32 : できます。自分以外の同じ世帯の人だけの住民票でもコンビニ交付できます。コンビニのマルチコピー機で、証明の必要な人を選んで取得してください。

Q 33 : コンビニで印鑑登録証明書を取得する際に、印鑑登録カードの持参は必要？

A 33 : 必要ありません。マイナンバーカードがあれば、本人の印鑑登録証明書を取得できます。なお、印鑑登録証明書を窓口で取得する場合は、今まで通り印鑑登録カードが必要です。

Q 34 : コンビニで住民票、戸籍、戸籍の附票の除票(除籍)や改製原は取得できる？

A 34 : できません。コンビニ交付で発行できるのは最新のもののみです。除票(除籍)や改製原が必要な場合は市役所窓口にてお手続きください。

Q 35 : コンビニの店員に証明書が見られてしまう？

A 35 : 見られません。申請者本人が、申請から交付までのすべての手続きをコンビニのマルチコピー機で行うので、周りの人の目に触れず安心して証明書を取得することが出来ます。

Q 36 : 個人情報の流出防止対策はされている？

A 36 : 専用の通信ネットワークの利用、通信内容の暗号化、および証明書交付センターとマルチコピー機で証明書データを保持しないことで防止対策を実施しています。